

鹿嶋市告示第45号

令和8年度鹿嶋市貨物自動車運送事業者支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

鹿嶋市長 田口伸一

令和8年度鹿嶋市貨物自動車運送事業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰等による輸送コストの増加及び収益の減少等の厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者に対し、地域の物流及び継続的な経済活動を維持するため、予算の範囲内で鹿嶋市貨物自動車運送事業者支援給付金(以下「給付金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。

(支援対象事業者及び対象要件)

第3条 給付金の交付の対象となる者(以下「支援対象事業者」という。)は、市内に営業所を置く貨物自動車運送事業者で今後も継続して営業する意思がある者とし、かつ、自動車の種別は、道路運送車両法第3条及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに牽引車とする。ただし、道路運送車両法第3条及び道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに被牽引車を除く。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、支援対象事業者が市内の営業所で所有する自動車で、令和7年12月31日時点において関東運輸局茨城運輸支局に登録されているもの(以下「登録自動車」という。)の数に、軽自動車にあつては5,000円、それ以外の種別の自動車にあつては15,000円を乗じて得た額を合算した額とする。ただし、

その合算額が250,000円を超える場合は、1支援対象事業者につき最大250,000円とする。

2 給付金の支給回数は、1支援対象事業者につき1回限りとする。

(給付金の申請及び請求)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、令和8年5月29日までに、鹿嶋市貨物自動車運送事業者支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (2) 登録自動車を確認できる書類
- (3) 事業活動を行っていることがわかる書類(直近の運送契約等)の写し
- (4) 本人確認書類の写し(個人事業主のみ)
- (5) 振込口座の通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事項を審査し、適当と認めたときは、給付金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合において、審査のために必要があると認めるときは、現地調査を行うものとする。

3 市長は、第1項の場合において、必要があるときは、給付金の支給の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

4 市長は、第2項の調査の結果により給付金を交付することが不相当と認めるときは、当該給付金の交付の申請を却下できるものとし、鹿嶋市貨物自動車運送事業者支援給付金交付申請却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定による給付金の交付の決定を受けた者(以下「支援事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、市長は、鹿嶋市貨物自動車運送事業者支援給付金返還命令通知書(様式第3号)により支援事業者に通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により給付金の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。